

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

倫理規程

<前文>

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）は、その設立の趣意に基づき、公益財団法人の公益目的実現のため、一貫した事業活動を続けてきた。特に平成20年からスタートした新しい公益法人制度のもと、民間公益活動という市民活力の有力な担い手として公益法人の役割はその重要性を増してきており、センターもこの時代の要請に積極的に応えていかねばならない。

このような認識のもと、センターは、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図ることとした。

センターのすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

<本文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 センターは、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当らねばならない。

（社会的信用の維持）

第2条 センターは、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 センターは、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 センターは、関連法令及びセンターの定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 センターは、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

（私的利益の禁止）

第5条 センターの役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第6条 センターの役職員は、その職務の執行に際し、センターとの利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他センターが定める所定の手続に従わなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第7条 評議員及び役職員は、特定の個人または団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 センターは、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 センターは、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第10条 センターの役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

第11条 センターは、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和2年7月18日から施行する。